

## 築地地区まちづくり事業マネジメント会議設置要綱

令和6年6月28日制定 6都市政策土第285号

(名称)

第1条 本会議の名称は、「築地地区まちづくり事業マネジメント会議」（以下「マネジメント会議」という。）とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 本事業 築地地区まちづくり事業をいう。
- 二 まちづくり方針 築地まちづくり方針をいう。
- 三 事業実施方針 「築地地区まちづくり事業」事業実施方針をいう。
- 四 募集要項 築地地区まちづくり事業事業者募集要項をいう。
- 五 審査委員会 築地地区まちづくり事業審査委員会をいう。
- 六 事業者 事業予定者が本事業の実施のみを目的として設立する会社法に基づく株式会社をいう。

(目的)

第3条 マネジメント会議は、まちづくり方針に掲げた将来像等の実現に向けて本事業を総合的かつ効果的に推進するため、開発から管理運営の各段階において、関係者が緊密な連携を図りながら行う検討に資することを目的として設置する。

(所掌事項)

第4条 マネジメント会議では、次の事項について委員が意見を交換する。

- 一 まちづくり方針、事業実施方針、募集要項、募集要項に基づき事業予定者から提案された計画（以下「提案に係る計画」という。）、事業予定者の選定に当たり審査委員会委員より付された意見（以下「附帯意見」という。）等を踏まえ、まちづくり方針に掲げた将来像等の実現に向けて本事業を総合的かつ効果的に推進するための基本的な考え方並びに施設整備及び運営維持管理等に関する基本的事項等を定めた計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること
- 二 附帯意見を踏まえた、提案に係る計画の見直し、充実、具体化等に関すること
- 三 基本計画に即した事業の具体化に関すること
- 四 社会経済情勢の変化等を踏まえた基本計画の見直しに関すること
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項等

(委員)

第5条 マネジメント会議の委員は、次に掲げる者とする。

- 一 学識経験者
- 二 東京都
- 三 事業者及び事業予定者の構成員
- 四 その他会長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長)

第7条 マネジメント会議には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、マネジメント会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議は原則公開とし、会議の終了後に会議の議事概要を公開する。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報、又は会長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第9条 マネジメント会議の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課とする。

(守秘義務)

第10条 マネジメント会議の委員及び出席者は、会議に関連して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、マネジメント会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月28日より施行する。